

熊本県公告第848号

県営上第二地区土地改良事業（基盤整備）施行に係る換地処分を行った。

平成14年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第849号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成14年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーフェニックス 松橋店
熊本県下益城郡松橋町字園田 858-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 壽屋 松橋店
変更後 スーパーフェニックス 松橋店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名
変更前 株式会社 壽屋
代表取締役 須藤和徳
熊本市安政町1番2号
変更後 株式会社 フレンズマート
代表取締役 葉倫崙
熊本市渡鹿五丁目5番39号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
変更前 株式会社 壽屋
代表取締役 須藤和徳
熊本市安政町1番2号
変更後 株式会社 フレンズマートほか1
代表取締役 葉倫崙
熊本市渡鹿五丁目5番39号
- 3 変更の年月日
平成14年10月18日
- 4 変更する理由
壽屋の閉鎖店舗への出店
- 5 届出年月日
平成14年10月30日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成14年11月25日から平成15年3月24日まで

熊本県公告第850号

平成14年7月2日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ玉名店
熊本県玉名市亀甲前田 95 番地ほか
- 2 市町村意見の概要
特にない
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成14年11月25日から平成14年12月24日まで

熊本県公告第851号

金峰地区土地改良事業共同施行代表者越猪慶助から金峰地区の換地計画認可の申請があったので審査し、平成14年11月15日付けで計画を適当と決定したから、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成14年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子